

2012 年日本政府年次報告  
「就業が認められるための最低年齢に関する条約」(第 138 号)  
(2010 年 6 月 1 日～2012 年 5 月 31 日)

1. 質問 I について  
前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。
2. 質問 II について  
前回までの報告に変更又は追加すべき事項はない。
3. 質問 III について  
前回までの報告中、(1)、(2) を以下のとおり改める。  
(1) 中、「2010 年」を「2012 年」に、「3,949 名」を「3,977 名」に改める。  
(2) 中、「2010 年」を「2012 年」に、「179 人」を「181 人」に、「平成 21 年度」を「2011 年度」に改める。
4. 質問 IV について  
該当はない。
5. 質問 V について  
前回までの報告中、(1)、(2) を以下のとおり改める。  
(1) 中、「2008 年 1 月から 2009 年 12 月」を「2010 年 1 月から 2011 年 12 月」に、「22 件 (2008 年 16 件、2009 年 6 件)」を「29 件 (2010 年 16 件、2011 年 13 件)」に、「送検数は 2008 年が 2 件、2009 年が 1 件であった。」を「2010 年及び 2011 年ともに 0 件であった。」に改める。  
(2) 中、「2008 年 1 月 1 日から 2009 年 12 月 31 日」を「2010 年 4 月 1 日から 2012 年 3 月 31 日」に、「10,364 隻 (2008 年 5,190 隻、2009 年 5,174 隻)」を「10,761 隻 (2010 年度 5,175 隻、2011 年度 5,586 隻)」に、「8 件」を「9 件」に、「8 件」を「6 件」に改める。
6. 質問 VI について  
本報告の写しを送付した代表的な労使団体は、下記の通り。  
(使用者団体) 日本経済団体連合会

(労働者団体) 日本労働組合総連合会